

# 災害共済給付制度について

松商学園高等学校

本校では、生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。本校では不慮の災害に備え、全員に加入して頂きます。保険内容については、下記の内容をご参照ください。

## 記

### 1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの(窓口で支払うのは3割の1,500円以上)	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの(窓口で支払うのは3割の1,500円以上)のうち文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学中の災害は半額)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は 1,500万円)
	突然死	
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は半額)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の災害も同額)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ① 授業中                | ④ 通常の経路及び方法による通学中 |
| ② 学校の教育計画に基づく課外指導中   | ⑤ 寄宿舎にあるとき 等      |
| ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 |                   |

### 2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

### 3 共済掛金(年額)

保護者等負担額 1,700円

※PTA会費より、支出しますので、現金を徴収することはありません。

### 4 災害共済給付の申請方法

学校の管理下で負傷又は疾病が生じた場合は、保健室までお申し出ください。申請の用紙をお渡しします。